

令和5年度東京都産業労働局会計年度任用職員募集要項  
( 協同組合等設立運営専門員 )

1 職名

協同組合等設立運営専門員

2 職務内容

- (1) 協同組合等に係る設立の認可に関する業務
- (2) 協同組合等に係る定款変更の認可に関する業務
- (3) 協同組合等に係る決算関係書類などの届出の受理
- (4) 協同組合等に係る運営指導及び問い合わせ対応
- (5) 組合情報化統合システムの維持管理
- (6) その他の付随する業務

3 採用予定人員

1名程度

4 応募資格

- (1) 産業労働局商工部調整課において、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に基づき、協同組合等の設立、定款変更等に係る業務及び協同組合等の運営指導に係る業務等を円滑に行うため、関係法令に関する深い理解と知識、経験を有すること。
- (2) 企業会計とは異なる協同組合等の会計制度や決算に関する知識を有すること。
- (3) 来客対応（窓口及び電話対応等）の経験を有し、円滑な調整ができること。
- (4) W o r d ・ E x c e l 等のソフトを操作し、文書や帳票の作成・整理等が支障なく行えること。
- (5) 職務を遂行する意欲を有すること。

5 勤務場所

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎20階 東京都産業労働局商工部内

6 勤務条件

(1) 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保証するものではありません。

(2) 勤務日数

月 16 日

(3) 勤務時間

1 日 7 時間 45 分

以下の時間帯から別途所属長が定めます。

S 班 : 7 時 00 分から 15 時 45 分まで

S I 班 : 7 時 30 分から 16 時 15 分まで

S II 班 : 8 時 00 分から 16 時 45 分まで

A 班 : 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

B 班 : 9 時 00 分から 17 時 45 分まで

休憩時間は 12 時 00 分から 13 時 00 分まで

ただし、常勤職員の勤務条件変更等に準じて改定される場合あり。

業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務が生じることがあります。

(4) 休暇等

(有給)

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、  
出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇

(無給)

妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護  
休暇、介護時間、育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

(5) 報酬

月額 194,400 円 (改定される場合あり)

通勤手当相当額を別途支給 (上限 55,000 円/月)。

公務により出張した場合には、規定により旅費を支給する。

(6) 社会保険等 (一部自己負担あり)

共済組合、介護保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

7 選考方法

書類審査及び面接 (指定する 1 日)。1 次審査として、提出書類による書類選考を実施した後、2 次審査として、面接を実施いたします。

面接日時は書類審査後に本人宛てに電話で通知します。

なお、面接日は 3 月 1 日 (水) の予定です (変更の可能性あり)。

合否結果については、本人宛て郵送により通知します。

選考経過及び結果に関する問い合わせには、一切応じられません。

## 8 応募方法

次の①、②の書類を下記担当者宛てに郵送又はご持参ください。応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

なお、合格者を決定次第、募集を締め切ります。

### 【応募書類】

① 「会計年度任用職員申込書」(第1号様式)(写真を必ず添付。必ず「職名」を記入。)

② 職務経歴書(様式自由)

※ 郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、封筒の表左下に「協同組合等設立運営専門員採用申込」と赤字でご記載ください。

※ 面接日時を電話で通知するため、「会計年度任用職員申込書」(第1号様式)の電話番号欄には必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。

### 【応募期限】

令和5年2月27日(月) 17時【必着】で下記担当宛てご応募ください。

### 問い合わせ先

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側

東京都産業労働局商工部調整課管理担当 担当：中澤

電話 03-5320-4743 (直通) 都庁内線 36-512